

平成30年度
総会議案書

日時 平成30年5月10日(木)
午後4時00分～午後5時00分

会場 中野区産業振興センター 大会議室

中野区立中学校PTA連合会

総会次第

総 会（午後 4 時 0 0 分～午後 5 時 0 0 分）

1. 開会の辞
2. 平成 29 年度 中 P 連会長挨拶
3. 平成 29 年度 校長会会長挨拶
4. 来賓挨拶・紹介
5. 議長選出
6. 議事
 - ① 平成 29 年度 事業報告
 - ② 平成 29 年度 決算報告
 - ③ 平成 29 年度 監査報告
 - ④ 細則改定報告
 - ⑤ 質疑応答及び承認
 - ⑥ 平成 30 年度 役員候補者選出案報告及び委員紹介
 - ⑦ 平成 30 年度 中 P 連会長挨拶
 - ⑧ 平成 30 年度 校長会会長挨拶
 - ⑨ 平成 30 年度 活動方針案審議
 - ⑩ 平成 30 年度 予算案審議
 - ⑪ 質疑応答及び承認
7. 議長解任
8. 閉会の辞

中野区立中学校 P T A 連合会
平成 2 9 年 度 事 業 報 告

| 所 属 | 内 容 | 活 動 日 |
|-------|--|---|
| 会長会 | 定例会 執行部・役員会・臨時会長会 副会長会 | 12 回（毎月開催） 随時開催 年 2 回 |
| 研修委員会 | 中 P 連役員・委員研修会 広報委員研修会 第 1 回 第 2 回 校外委員研修会 P T A 全体研修会 委員会 | 6 月 17 日 5 月 14 日 9 月 10 日 7 月 24 日 9 月 23 日 随時開催 |
| 広報委員会 | 中 P 連だより 67 号発行 中 P 連だより 68 号発行 H P 運営 委員会 | 7 月 3 月 随時 随時開催 |
| 事業委員会 | 区立中学校学校訪問（北部） 区立中学校学校訪問（南部） バレーボール大会キャプテン会議 卓球大会キャプテン会議 バレーボール大会 卓球大会 バレーボール大会反省会 卓球大会反省会 委員会 | 5 月 15 日 5 月 24 日 9 月 22 日 10 月 13 日 11 月 19 日 12 月 2 日 1 月 12 日 1 月 19 日 随時開催 |
| その他 | 総会・懇親会 校長会との懇談会 保護司会との懇談会 区長、教育長との懇談会 教育委員との懇談会 教育委員会事務局との懇談会 区議会各派との懇談会 総体連合陸上競技大会(総体陸上) 中野区生徒理科研究発表会 薬物乱用防止中野区民大会 中学生意見発表会 ハイティーン会議 副校長会との懇親会 いじめ防止研修会 中野区賀詞交歓会 東京都中学生駅伝大会 小 P 連・中 P 連合同研修会 家庭教育支援講座 中 P 連 O B 会 中野ランニングフェスタ 新旧会長研修会 | 5 月 8 日 6 月 20 日 6 月 27 日 7 月 27 日 8 月 4 日 8 月 24 日 8 月 29 日 9 月 26 日 10 月 7 日 11 月 9 日 12 月 2 日 12 月 17 日 12 月 21 日 12 月 26 日 1 月 4 日 2 月 4 日 2 月 17 日 3 月 3 日 3 月 9 日 3 月 18 日 3 月 21 日 |
| 対外関係 | 各委員が随時出席 | |

中野区立中学校PTA連合会
平成29年度 収支決算報告書

収入合計 2,290,371円 支出合計 2,079,432円 差額残金 210,939円

残金は次年度へ繰り越します。

《収入》

単位：円

| 項目 | 年度予算 | 実績額 | 差額 | 備考 |
|-----------|-----------|-----------|---------|-------------------------|
| 会費 | 941,700 | 939,000 | 2,700 | 3.130世帯×300円 |
| スポーツ大会参加費 | 130,000 | 125,500 | 4,500 | バレーボール大会(11校)・卓球大会(10校) |
| 保険代金 | 941,700 | 965,300 | ▲23,600 | 単Pからの保険代金(11校分) |
| 雑収入 | 6,000 | 19,265 | ▲13,265 | バレーボール売却代、銀行利子等 |
| 繰越金 | 241,306 | 241,306 | 0 | |
| 運営基金取崩金 | 60,000 | 0 | 60,000 | |
| 合計 | 2,320,706 | 2,290,371 | 30,335 | |

《支出》

| 項目 | 年度予算 | 実績額 | 差額 | 備考 |
|---------|-----------|-----------|---------|---------------------------------|
| 会議費 | 170,000 | 144,931 | 25,069 | 会長会・副会長会・役員会・執行部会・総会、各種懇談会他 |
| 渉外費 | 100,000 | 56,000 | 44,000 | 小P連関係、周年行事他 |
| 交通費 | 20,000 | 4,000 | 16,000 | 総体陸上、東京駅伝 |
| 印刷費 | 100,000 | 61,173 | 38,827 | 総会資料印刷、要望書印刷他 |
| 通信費 | 35,000 | 31,625 | 3,375 | 事務局専用携帯電話料金、振込み手数料、書類郵送料 |
| HP運営費 | 21,000 | 20,282 | 718 | サーバー利用料 |
| 賃借料 | 80,400 | 92,048 | ▲11,648 | 物品倉庫レンタル料(更新料含む) |
| 事務費 | 20,000 | 8,353 | 11,647 | 事務用品 |
| 雑費 | 7,000 | 7,563 | ▲563 | 東京駅伝激励品 |
| 小計 | 553,400 | 425,975 | 127,425 | |
| 研修委員会 | 40,000 | 17,558 | 22,442 | PTA研修会講師料他 |
| 広報委員会 | 200,000 | 129,600 | 70,400 | 年2回広報紙発行代、配送代 |
| 事業委員会 | 470,000 | 353,799 | 116,201 | 学校訪問、バレーボール・卓球大会他 |
| 小計 | 710,000 | 500,957 | 209,043 | |
| 分担金 | 15,000 | 15,000 | 0 | 教育振興会 |
| 慶弔費 | 20,000 | 20,000 | 0 | |
| 保険代金 | 943,500 | 967,500 | ▲24,000 | 単Pからの保険代金支払いおよび事務局・顧問・相談役・会計監査分 |
| 事務局費 | 150,000 | 150,000 | 0 | 75,000円×2名 |
| 小計 | 1,128,500 | 1,152,500 | ▲24,000 | |
| 特別会計積立金 | 0 | 0 | 0 | 運営基金に積み立て |
| 予備費 | 38,806 | 0 | 38,806 | |
| 小計 | 38,806 | 0 | 38,806 | |
| 合計 | 2,430,706 | 2,079,432 | 351,274 | |

《特別会計》

| 項目 | 前年度繰越金 | 今年度積立 | 利息 | 合計 | |
|------|-----------|-------|-----|-----------|----------------|
| 運営基金 | 1,472,582 | 0 | 132 | 1,472,714 | 三菱UFJ銀行/中野駅前支店 |

上記のとおりご報告します。

中野区立中学校PTA連合会

平成30年4月9日

会長 佐藤 亨一
 会計 小野 未央
 会計 田村 文久

上記、収支決算書の監査の結果相違ないことを承認します。

平成30年4月9日

監査(校長会)

監査

弓田 豊
 金子 正美

中野区立中学校 P T A 連合会
平成 3 0 年度 役員 (案)

| 役職名 | 氏 名 | 学 校 |
|-----|------------------------------|-------------------------|
| 会 長 | 小野 未央 | 北中野中学校 |
| 副会長 | 田村 文久 中尾 行夫 田代 雅規(校長会) | 第二中学校 緑野中学校 緑野中学校 |
| 会 計 | 小野 圭子 成嶋 伸浩 | 第五中学校 第八中学校 |

| | | |
|-------|---------------------|--------------------------|
| 会計監査 | 中嶋 裕之 矢口 仁 (校長会) | (第五中学校前会長) (第五中学校長) |
| 相 談 役 | 廣瀬 千史 | (緑野中学校元会長) |
| 顧 問 | 佐藤 宇一 荻野 嘉彦 | (中野中学校前会長) (第三中学校元会長) |
| 事 務 局 | 長岡 知恵 飯沼 直之 | (第四中学校前会長) (第八中学校元会長) |

*校長会中 P 連窓口・・・佐藤 明子 (第四中学校長)

中野区立中学校PTA連合会
平成30年度 委員会所属名簿
専門委員会

◎印は委員長

| | |
|-------|---|
| 研修委員会 | ◎照屋 宏 (南中野中) 田村 文久 (第二中) 伊藤 良実 (第四中) |
| 広報委員会 | ◎斎藤 順子 (中野中) 小野 圭子 (第五中) 田中 康彦 (中野東中) |
| 事業委員会 | ◎四本 克彦 (第七中) 成嶋 伸浩 (第八中) 中尾 行夫 (緑野中) 小野 未央 (北中野中) |

対外委員会

| 関 係 先 | 出 席 者 |
|-----------------------|----------------------------|
| 中野区教育振興会 | 小野 未央 (北中野中) |
| 中野区国際交流協会 | 長岡 知恵 (事務局) |
| 中野区学校給食連絡運営委員会 | 伊藤 良実 (第四中) |
| 放課後子ども教室運営委員会 | 斎藤 順子 (中野中) |
| 中野区非行を生まない社会づくり連絡会 | 中尾 行夫 (緑野中) |
| 中野区防災対策協議会 | 四本 克彦 (第七中) |
| 中野区交通安全対策協議会 | 小野 未央 (北中野中) |
| 西武新宿線踏切渋滞解消促進期成同盟 | 小野 圭子 (第五中) 成嶋 伸浩 (第八中) |
| 中野区区民公益活動推進審議会 | 田村 文久 (第二中) |
| 中野区個人情報保護審議会 | 佐藤 宇一 (顧問) |
| 中部スポーツ・コミュニティプラザ運営委員会 | 田中 康彦 (中野東中) |
| 南部スポーツ・コミュニティプラザ運営委員会 | 照屋 宏 (南中野中) |

平成30年度 中P連活動方針（案）

【基本方針】

単位PTA相互の連携を深め、中野区立中学校PTA活動の活性化に努めることにより、中野の子どもたちの健全な育成を図り、中野区の教育の発展と向上に貢献する。

【中P連スローガン】

一校の問題は中野区立中学校の問題として
共に考え学び行動する。

上記基本方針を達成するために、下記を本年度活動要旨とする。

【本年度活動要旨】

1. 各单位PTA活動の充実を図るため、役員・委員等を対象とした研修を行い、学びと情報交換の場をつくる。
2. 青少年を取り巻く地域の環境向上のため、地域、行政と協働する。
3. 各校の教育環境の充実を図るため、学校、行政と協働する。
4. 各单位PTA会員相互の親睦および健康の増進を図るため、スポーツ大会を開催する。
5. 広報紙及びホームページなどを通じ、中P連の活動や有意義な情報を発信する。
6. 各関係団体との親交、連携を深め、地域一体となって子どもの健全な育成を図る。

中野区立中学校PTA連合会

平成30年度 予算 (案)

【収入】

単位：円

| 項目 | 予算額 | 備考 |
|-----------|-----------|---------------------------------------|
| 会費 | 930,000 | 3,100×300円 |
| スポーツ大会参加費 | 120,000 | バレーボール大会・卓球大会各10校OG分参加費を含む |
| 保険代金 | 956,000 | 単Pからの保険代金(10校分)(2840×300円)+(260×400円) |
| 雑収入 | 6,000 | バレーボール売却代、銀行利子等 |
| 繰越金 | 210,939 | |
| 運営基金取崩収入 | 40,000 | |
| 合計 | 2,262,939 | |

【支出】

| 項目 | 予算額 | 備考 | |
|-----|-----------|-----------|---------------------------------|
| 運営費 | 会議費 | 130,000 | 会長会・副会長会・役員会・執行部会・総会、各種懇談会他 |
| | 渉外費 | 90,000 | 小P連関係、周年行事他 |
| | 交通費 | 20,000 | 総体陸上、東京駅伝、対外関係出席他 |
| | 印刷費 | 90,000 | 総会資料印刷、要望書印刷他 |
| | 通信費 | 45,000 | 事務局専用携帯電話料金、振込み手数料、書類郵送料 |
| | HP運営費 | 21,000 | サーバー利用料 |
| | 賃借料 | 85,000 | 物品倉庫レンタル料 (更新料含む) |
| | 事務費 | 15,000 | 事務用品 |
| | 雑費 | 7,000 | 駅伝大会激励品他 |
| | 小計 | 503,000 | |
| 活動費 | 研修委員会 | 40,000 | PTA研修会講師料他 |
| | 広報委員会 | 180,000 | 広報紙発行代、配送代他 |
| | 事業委員会 | 370,000 | バレーボール・卓球大会、学校訪問レンタカー |
| | 小計 | 590,000 | |
| 総務費 | 分担金 | 15,000 | 教育振興会 |
| | 慶弔費 | 20,000 | |
| | 保険代金 | 957,800 | 単Pからの保険代金支払いおよび事務局・顧問・相談役・会計監査分 |
| | 事務局費 | 150,000 | |
| | 小計 | 1,142,800 | |
| その他 | 特別会計積立金 | 0 | 運営基金に積立て |
| | 予備費 | 27,139 | |
| | 小計 | 27,139 | |
| 合計 | 2,262,939 | | |

【特別会計】

| 項目 | 前年度積立 | 今年度積立 | 今年度取崩 | 合計 |
|------|-----------|-------|--------|-----------|
| 運営基金 | 1,472,714 | 0 | 40,000 | 1,432,714 |

* 運営基金は、将来予測される会員数減少による会費の収入減に備えると共に年度会計が不足した場合、または中P連としての活動に必要な場合、または中P連として必要となった場合に補填する。

中野区立中学校 P T A 連合会

会 則

- 第 1 条 本会は中野区立中学校 P T A 連合会（中 P 連）と称する。
- 第 2 条 本会は事務所を中 P 連会長在任校に置く。
- 第 3 条 本会は中野区に設置された区立中学校 P T A（単位 P T A）相互の親睦を図り、連携を密にし、区立中学校振興のため協力することを目的とする。
- 第 4 条 本会は中野区立中学校の各 P T A 会員をもって組織する。
- 第 5 条 本会の会議は次の通りとする。
1. 総会は単位 P T A 代表者 5 名（内会長、校長を含む）ずつをもって構成し、この会の最高議決機関である。
 2. 執行部会は、この会の会長、副会長をもって構成し、外部機関・団体との調整を行い中 P 連の円滑な運営について協議する。
 3. 役員会は、この会の役員をもって構成し、総会で決定承認された事項の処理、緊急必要な会務の処理にあたる。
 4. 会長会は、単位 P T A 会長及び代表校長をもって構成し、単位 P T A 間の情報交換、専門委員会の連絡調整、その他緊急必要な事項について協議する。
 5. 専門委員会は単位 P T A 会長をもって構成し、この会の事業達成のために必要な会議を招集し、実施の任にあたる。
- 第 6 条 本会に次の役員と会計監査を置く。
- 会 長 1 名
会議を招集し、会務を統轄する。
- 副会長 3 名（内 1 名は校長）
会長を補佐し、会長事故あるときは会長を代行する。
- 会 計 2 名
本会の会計事務を行う。
- 会計監査 2 名（内 1 名は校長）
本会の会計を監査する。
- 第 7 条 役員は各単位 P T A 会長の（代表校長については各学校長）互選により決定し、総会の承認を受ける。その任期は一会計年度とする。但し再任は妨げない。
- 第 8 条 本会に事務局を置く。事務局は会長が委嘱する。事務局は会長の意を受けて会務にあたる。
- 第 9 条 本会に相談役と顧問を置くことができる。
- 第 10 条 会の会費は、各単位 P T A の分担金により運営する。但し、必要ある場合は臨時徴収できる。分担金の額は細則に定める。
- 第 11 条 本会の会計は 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。
- 第 12 条 本会の会則の改訂は、会長会にはかり、総会の承認を受けなければならない。
- 第 13 条 この会の細則については、会長会において審議決定するものとする。

附 則 本会則は平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

昭和35年9月13日 改正
昭和37年6月19日 改正
昭和48年6月25日 改正
昭和49年6月17日 改正
昭和52年6月 7日 改正
昭和59年6月 2日 改正
昭和63年6月 4日 改正
平成 元年5月28日 改正
平成10年5月29日 改正
平成20年5月19日 改正
平成22年5月18日 改正
平成23年5月28日 改正
平成24年5月25日 改正
平成26年5月22日 改正

中野区立中学校PTA連合会 細則

- 第1条 この会の会費は、各単位PTA年間300円×会員数（世帯数）とする。
- 第2条 この会に次の専門委員会を置く。
- 1 研修委員会・・・各単位PTAの情報交換、会員意識の高揚を図る。
 - 2 広報委員会・・・各単位PTAの広報活動の充実、中P連だよりの発行、ホームページの運営・管理を行う。
 - 3 事業委員会・・・区立中学校の教育環境の整備、会員相互と子どもたちの健康管理、体力向上に資する活動を行う。
 - 4 特別委員会・・・特別案件がある場合に設置、活動する。
- 第3条 この会に特に功労があった者に対して感謝状を贈呈することができる。
- 第4条 この会の相談役、顧問は会長が任免する。
- 第5条 事務局の任期は2年とする。但し再任は妨げない。
- 第6条 相談役、顧問の任期は1年とする。但し再任は妨げない。
- 第7条 この会に携わる者の慶弔については、執行部一任とする。
- 附 則 本会細則は平成30年4月1日より適用する。